

伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン

平成28年9月27日

最終改正 令和3年2月8日

島根県農林水産部林業課・森林整備課

I ガイドラインの目的

このガイドラインは、森林を伐採する前から伐採者と造林者が連携することにより、主伐の促進と伐採跡地の確実な更新（人工造林や天然更新）を図るとともに、一貫作業（伐採と地存えを同時に行うこと）などによる再造林等の低コスト化を推進することを目的とします。

このことにより、伐採後に的確な更新が図られていない伐採跡地を発生させることなく、循環型林業を推進し、森林の持続的利用を図ります。

II ガイドラインの対象行為と行為者

このガイドラインの対象とする行為は、島根県の私有林内における主伐及び伐採跡地の更新とし、行為を行う者は伐採者（立木を伐木して丸太等を生産する事業者）及び造林者（人工造林や保育作業を行う事業者）とします。

III 伐採更新計画の作成及びその他の手続き等

1 伐採更新計画の作成

伐採者と造林者は、伐採する前から連携して、「伐採更新計画書」（別紙様式1）を作成します。

伐採更新計画は、伐採者と造林者の役割分担と費用負担の分担の取り決めを行ったうえで、次の事項に留意して作成します。

- (1) 伐採者と造林者は、森林所有者に伐採及び更新の作業方法のほか、伐採による収支、再造林及びその後の保育に係る経費等について説明を行ったうえで伐採更新計画を作成し、立木売買契約等の締結までに森林所有者に同意を得ます。
- (2) 伐採跡地を確実に更新し、かつ森林所有者の更新費用の負担軽減につながる連携手法とします。
また、更新が難しい区域や集材に多大な費用を要する区域の伐採の見合わせなど、収益が最大化するよう努めます。
- (3) 再造林を行う場合には、「新たな再造林の手引き」（平成28年9月 島根県）に基づき、適地適木及び再造林経費の低コスト化を実現できるよう計画します。
- (4) 天然更新を行う場合にも、確実な更新が行われるように、伐採者と造林者の連携により母樹を残すなど伐採に配慮するほか、必要に応じて更新のための補助作業を計画します。
- (5) 伐採更新計画に添付する区域図は、伐採計画区域だけでなく、可能な限り周辺の森林整備及び路網整備計画（森林経営計画区域）も盛り込み、伐採者と造林者の連携による施業の集約化（面的まとまり）

を図ります。

- (6) 伐採者は、伐採を予定する森林の森林経営計画の作成状況について、森林所有者又は当該森林を所管する森林組合等の計画作成者に確認を行います。森林経営計画が未作成の場合は、造林者等が行う森林経営計画作成や計画対象森林の追加（計画変更）の取組に積極的に関与し、協力します。
- (7) 伐採者と造林者が同じ場合でも、伐採更新計画を作成します。
- (8) 伐採更新計画は、関係法令を遵守するとともに、市町村森林整備計画に定められる立木竹の伐採（主伐）に関する事項、造林に関する事項等に適合したものとします。
- (9) 作成した伐採更新計画は、伐採者と造林者それぞれが保管し、森林所有者、県、市町村から求められた時は、開示又は提出します。

2 立木売買契約、許可・届出、制限の確認

- (1) 伐採者は、土地や立木の権利関係や法令による制限行為を確認したうえで森林所有者と立木売買契約等を締結します。
- (2) 伐採者は、立木売買契約等の契約締結に際しては、森林所有者とともに現地において所有界（契約地界）の確認を行います。契約対象森林に他の所有者の森林等が隣接する場合は、森林所有者と隣接所有者とともに境界の確認を行います。
- (3) 関係法令を遵守し、伐採にあたり必要な許可申請や届出の手続きを行います。

IV 伐採・再造林

1 伐採

- (1) 伐採者は、伐採更新計画に基づき必要に応じて路網及び土場を開設して伐採を行います。路網及び土場の開設は、環境や林地保全に配慮したものとします。
- (2) 伐採者は、現地作業の着手に先立ち、作業従事員に伐採更新計画の内容を周知します。作業の一部又は全部を他の事業体に請け負わせるときは、伐採更新計画の遵守を請負の条件とします。
- (3) 伐採者と造林者は、作業の進捗状況等の情報共有を図ります。
- (4) 伐採者は、枝条等残材の処理にあたっては、資源の有効利用及び再造林の地持え経費削減の観点から極力搬出するよう努めます。
- (5) 伐採者が枝条等の残材を現場に残す場合は、造林者と調整のうえ、環境に配慮しつつ、再造林や天然更新の支障とならないよう片付けます。

2 再造林

- (1) 造林者は、伐採更新計画に基づき再造林を行います。
- (2) 造林者は、現地作業の着手に先立ち、作業従事員に伐採更新計画の内容を周知します。作業の一部又は全部を他の事業体に請け負わせるときは、伐採更新計画の遵守を請負の条件とします。

- (3) 伐採作業の遅れや苗木の調達等の関係で一貫作業の実施等が困難となった場合でも、造林者は伐採後できるだけ速やかに植栽を行うなど造林経費の低減に努めます。
- (4) 造林者は、需給調整された苗木を使用します。

V その他

1 健全な事業活動

- (1) 伐採者と造林者は労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守し、労働災害の撲滅や労働環境の改善に取り組みます。
- (2) 伐採者と造林者は労働基準法をはじめとする関係法令を遵守し、労働者の賃金や福利厚生等の労働条件の改善に取り組みます。
- (3) 伐採者と造林者は林業労働者の雇用の安定を図るため、林業労働力の確保の促進に関する法律に規定されている認定林業事業主の認定を受けるよう努めます。

2 定期的な連携の取組

- (1) 普段から定期的に伐採者と造林者が連携する場を設け、伐採、更新に限らず、間伐などの保育においても路網整備計画などにおいて連携するよう努めます。
- (2) 伐採者と造林者が連携の取り組みを積み重ねることにより、信頼関係を築くことができた場合は、書面での協定締結や覚書を交わすなど、連携の定着と深化を図ります。

なお、協定（覚書）を締結した時は、県に報告します。（別紙様式2）

3 取組の推進と支援等

- (1) 県は、地域で開催される会議や研修会の場など利用して、伐採者と造林者の連携の意識醸成や連携の推進を図るための取り組みを行います。
- (2) 県は、伐採更新計画を伐採や再造林を行う補助事業等で必要な計画書類に指定し、補助採択の要件又は優先採択の要件とします。
- (3) 県は、伐採者と造林者が連携に係る協定や覚書を取り交わすよう指導助言します。
また、協定及び覚書を作成した事業者を把握し、市町村に情報提供するとともに、その事業者を重点的に支援します。
- (4) 市町村は、森林法に基づく伐採届の受理や森林経営計画の認定の際に連携の有無を確認し、必要に応じて指導助言を行います。
- (5) 市町村は、伐採更新計画を伐採・搬出や再造林を行う単独補助事業等で必要な計画書類に指定するなど優先採択に努めます。

◎付属資料等

- 伐採更新計画書（別紙様式1）
- 協定（覚書）締結報告書（別紙様式2）
- 伐採等に係る主な関係法令一覧表（森林法以外）（参考様式1）
- 収益を最大化する伐採区域の考え方（参考様式2）
- 再生林の低コスト化普及指導マニュアル（令和2年10月 森林整備課）